

	現条文	新条文	備考
1. (目的)	<p>①お客様は、セコムより、お客様自らがまたはその指定する方がその安全を確保するために利用するセキュリティ機器（ステッカー・シールを含みます）を借り受けるものとします。</p> <p>セキュリティ機器の種類、個数、設置場所の図面については、表記の見積番号のお見積書によります。なお、ご利用開始時までに変更が生じたときは、別途セコムよりお客様に文書により通知します。</p> <p>セキュリティ機器はセコムの所有とします。</p> <p>②お客様側は、取扱説明書等に基づいてセキュリティ機器を利用し、またその正常作動を確保するものとします。</p> <p>③お客様側は、セキュリティ機器の異常を知ったときは直ちにセコムに通知し、点検を要請します。セコムはお客様側より通知を受けたときは速やかに点検を行い、必要に応じて修理または交換を行います。その費用はその原因がお客様側にある場合はお客様が負担するものとします。</p> <p>④セコムは、セキュリティ機器により送信された異常情報をそのセンターで受信したときはセコム・ホームセキュリティサービス（以下「サービス」といいます）を提供します。</p>	<p>①お客様は、セコムより、お客様自らがまたはその指定する方がその安全を確保するために利用するセキュリティ機器（ステッカー・シールを含みます）を借り受けるものとします。</p> <p>セキュリティ機器の種類、個数、設置場所の図面については、表記の見積番号のお見積書によります。なお、ご利用開始時までに変更が生じたときは、別途セコムよりお客様に文書により通知します。</p> <p>セキュリティ機器はセコムの所有とします。</p> <p>②お客様側は、取扱説明書等に基づいてセキュリティ機器を利用し、またその正常作動を確保するものとします。</p> <p>③お客様側は、セキュリティ機器の異常を知ったときは直ちにセコムに通知し、点検を要請します。セコムはお客様側より通知を受けたときは速やかに点検を行い、必要に応じて修理または交換を行います。その費用はその原因がお客様側にある場合はお客様が負担するものとします。</p> <p>④セコムは、セキュリティ機器により送信された異常情報をそのセンターで受信したときはセコム・ホームセキュリティサービス（以下「サービス」といいます）を提供します。</p>	<p>変更なし</p>
2. (契約料金)	<p>①セキュリティ機器の増減等契約内容の変更により契約料金の変更が必要となったときは、セコムはお客様と協議し、契約料金を変更することができます。</p> <p>②経済事情の変動等があったときは、セコムは合理的範囲内で契約料金を変更することができます。</p>	<p>①セキュリティ機器の増減等契約内容の変更により契約料金の変更が必要となったときは、セコムはお客様と協議し、契約料金を変更することができます。</p> <p>②<u>契約料金が経済情勢に鑑みて著しく不相当な場合等の事態が発生したときは、セコムは合理的範囲内で契約料金を変更することができます。この場合、お客様の申し出により特にやむを得ないときは、セコムはお客様と協議し合意のうえ両者にとって公平な方向で解決するものとします。</u></p>	<p>セキュリティシステム全体の維持改善のコストが経済事情の変動等により増加したときに備えた条項ですが、この条項の発動には大きな制約があると解釈しており、また、この条項は、弊社が将来にわたり安定的にセキュリティを提供するためには、著しい経済状態の変動があった場合、契約料金の改定（値上げ）をお願いする時があることを知って頂くためのものと認識しております。文言上誤解が生じる恐れがありますので、新条文のように改定いたします。なお、合意が得られない厳しい状況下において、解約の申し出が利用規定9. ①によりなされたときは、利用規定9. ②の適用を考慮します。</p>

3. (保証金)	<p>①お客様は、保証金をセキュリティ機器取付完了後、セコムに預託するものとします。</p> <p>②次のときは、保証金は返還されます。</p> <p>イ) <u>満期終了のとき</u> ロ) 第8項による中途終了のとき ハ) セコム側の原因による中途終了のとき</p> <p>③次のときは、セコムは保証金を返還しません。</p> <p>イ) 第9項による中途終了のとき ロ) 第10項による中途終了のとき</p>	<p>①お客様は、保証金をセキュリティ機器取付完了後、セコムに預託するものとします。</p> <p>②次のときは、保証金は返還されます。</p> <p>イ) <u>当初契約期間満了日以降の終了のとき</u> ロ) 第8項による中途終了のとき ハ) セコム側の原因による中途終了のとき</p> <p>③次のときは、セコムは保証金を返還しません。</p> <p>イ) 第9項による中途終了のとき ロ) 第10項による中途終了のとき</p>	<p>・更新期間の解約の場合は保証金を返還するものとし、新条文のように改定いたします。</p>
4. (サービス提供の一時停止)	<p>①お客様側の原因（契約料金のお支払いがない場合を含みます）ならびにお客様側およびセコム側の原因によらないでサービスを提供することができなくなったときは、その状態のやむまでの間、セコムはサービスの提供を停止します。この場合、セコムはサービスの提供についての義務を一切まぬがれるものとします。</p> <p>②お客様側の原因によるサービス停止期間については、お客様は契約料金を支払うものとします。<u>お客様側およびセコム側の原因によらないサービス停止期間については、お客様は契約料金の2分の1を支払うものとします。</u></p>	<p>①お客様側の原因（契約料金のお支払いがない場合を含みます）ならびにお客様側およびセコム側の原因によらないでサービスを提供することができなくなったときは、その状態のやむまでの間、セコムはサービスの提供を停止します。この場合、セコムはサービスの提供についての義務を一切まぬがれるものとします。</p> <p>②お客様側の原因によるサービス停止期間については、お客様は契約料金を支払うものとします。<u>ただし、お客様側の原因が真にやむを得ないときは、セコムはこれを減額するか、または請求を行わないことができます。</u></p>	<p>・お客様にやむを得ない事由がある場合は、契約料金を減免させて頂いておりますので、この旨を明記するものとします。</p> <p>天災などの不可抗力により家屋が全壊し弊社のシステムが完全に停止した場合は、この契約条項は適用になりませんのでその点、ご契約説明書で明確に致します。</p> <p>第三者によるホームセキュリティシステムの完全損壊の場合やもらい火による全焼などが想定されますが、この場合におきましてもシステムが完全に停止した場合は条項が文字通り適用されるものではないと理解しており、その様に運用しております。その点も明確に致します。</p>
5. (変更)	<p>①お客様側は次のときは、15日前までに（移転の場合は1か月前までに）セコムに通知するものとします。</p> <p>イ) 移転 ロ) 増改築 ハ) <u>模様替え、用途変更</u> ニ) その他セキュリティ機器の設置要領に変更が発生するとき（通信回線の変更を含みます） ホ) 事業を開始し、または契約時もしくはその後の事業内容を変更するとき ヘ) 住居用に使用しなくなるとき</p> <p>②この場合、セコムはお客様の費用負担でセキュリティ機器の増設、変更等を行います。</p>	<p>①お客様側は次のときは、15日前までに（移転の場合は1か月前までに）セコムに通知するものとします。</p> <p>a) 移転 b) 増改築 c) <u>模様替え</u> d) その他セキュリティ機器の設置要領に変更が発生するとき（通信回線の変更を含みます） e) 事業を開始し、または契約時もしくはその後の事業内容を変更するとき f) <u>用途変更があるとき、住居用に使用しなくなるとき</u></p> <p>②この場合、セコムは<u>必要に応じ</u>お客様の費用負担でセキュリティ機器の増設、変更等を行います。</p>	<p>より分かり易くしました。</p>

6. (譲渡禁止)	お客様およびセコムは相手方の同意なしではこの契約に関する権利・義務を第三者に譲渡できません。	お客様およびセコムは相手方の同意なしではこの契約に関する権利・義務を第三者に譲渡できません。	変更なし
7. (有効期間)	この契約の有効期間は、この契約の締結日以降お客様がセキュリティ機器の利用を開始した日から満5年間とします。ただし期間満了の3か月前までに文書による満了の申し出がないときは、この契約は1年間自動的に更新されるものとし、その後も同様とします。	この契約の有効期間は、この契約の締結日以降お客様がセキュリティ機器の利用を開始した日から満5年間とします。ただし期間満了の3か月前までに文書による満了の申し出がないときは、この契約は1年間自動的に更新されるものとし、その後も同様とします。	変更なし
8. (終了)	セコムはやむを得ない理由が発生したときは、3か月前までに文書をもって予告することにより、この契約を終了させることができます。	セコムはやむを得ない理由が発生したときは、3か月前までに文書をもって予告することにより、この契約を終了させることができます。	変更なし
9.	<p>①お客様が、お客様の理由によりこの契約を契約期間満了（更新期間の満了を含みます）前に解約するときには、次の算式で求められる解約金を直ちにセコムに支払うものとします。 解約金＝基準月額×1／5×残存契約期間月数 基準月額：この契約の終了日現在の契約料金月額（サービスが停止されているときは、停止前の契約料金月額とします）</p> <p>②お客様の解約の申し出が真にやむを得ないときは、セコムは解約金の額を減額するか、または解約金の請求を行わないものとします。</p>	<p>①お客様が、お客様の理由によりこの契約を当初契約期間満了前に解約するときには、次の算式で求められる解約金を直ちにセコムに支払うものとします。<u>この金額とセコムが収納する保証金の合計額が、お客様が負担する金額となります。</u> 解約金＝基準月額×1／5×当初契約期間の残存契約期間月数 基準月額：この契約の終了日現在の契約料金月額（サービスが停止されているときは、停止前の契約料金月額とします）</p> <p>②お客様の解約の申し出が真にやむを得ないときは、セコムは解約金の額を減額するか、または解約金の請求を行わないものとします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 更新期間の解約金について、余程特別なことがない限りお客様に請求していない現状を踏まえ、更新契約期間の解約金については請求しない文言とします。 保証金の収納額とは別に解約金の規定が存在することは消費者に多少分かりにくい面があることから、解約金と保証金の合計額が弊社の請求すべき損害額であることを、文言上明記することとします。 平均的損害を超える場合については、この計算式+保証金をお客様が負担すべき損害金とはしません（満期が近い時期の解約のときが対象となります）。このことは契約成約時は契約内容の一部となっているご契約説明書に明記します（ごくまれにしか発生しないので）。
10.	セコムは、お客様がこの契約に基づく料金をその支払期日到来後30日以内に支払わないときは、直ちにこの契約を終了させることができます。この場合お客様は、セコムに対して、前項①で定める金額を直ちに支払うものとします。なお、セコムにこの金額を超える損害が発生したときにはお客様はセコムにその超過分を直ちに支払うものとします。	セコムは、お客様がこの契約に基づく料金をその支払期日到来日に支払わないときは、 <u>文書により直ちに支払うべきことを催告します。この場合、お客様が催告された日から20日以内に支払いをなさないときは、セコムはお客様の事情を勘案のうえ直ちにこの契約を終了させることができます。</u> この場合お客様は、セコムに対して、前項①で定める金額を直ちに支払うものとします。 <u>この金額とセコムが収納する保証金の合計額が、お客様が負担する金額となります。</u> なお、セコムにこの金額を超える損害が発生したときにはお客様はセコムにその超過分を直ちに支払うものとします。	<ul style="list-style-type: none"> この条項があるからといって、特段のことがない限りセキュリティのニーズがあるお客様のことを考えずに契約を解除することは弊社は一切しておらず、また特段のことがない限りこの条項を発動することは社会的にも法的にも許されないことと考えておりますが、お客様にとりましては、文言上、形式的に少しでも不安や疑問が残るとしましたら不本意でありますので、改定致します。 平均的損害を超える場合については、この計算式+保証金をお客様が負担すべき損害金とはしません（満期が近い時期の解約のときが対象となります）。このことは契約成約時は契約内容の一部となっているご契約説明書に明記します（ごくまれにしか発生しないので）。

11. (セキュリティ機器の取り外し等)	<p>①この契約が終了したときは、セコムはセキュリティ機器を取り外すことができます。この取り外しに要する費用は、契約期間の満了およびお客様の事由による契約の終了のときはお客様の負担とします。<u>セコムは原状回復義務を負いません。</u></p> <p>②セキュリティ機器に発生した損害は、その原因がお客様側にあるときはお客様の負担とします。</p>	<p>①この契約が終了したときは、セコムはセキュリティ機器を取り外すことができます。この取り外しに要する費用は、契約期間の満了およびお客様の事由による契約の終了のときはお客様の負担とします。<u>セキュリティ機器の取り外しに際しては、セコムはセコム所定の補修を行います。セキュリティ機器取り付け前の状態に戻す費用はお客様の負担とします。ただし、セコムがセキュリティ機器取り外しの際に通常必要な損傷の程度を超える損傷を与えた場合はセコムは責任を負います。</u></p> <p>②セキュリティ機器に発生した損害は、その原因がお客様側にあるときはお客様の負担とします。</p>	<p>原状回復について、セコムが講じている措置を明記するとともに、分かり易く誤解を与えない表現としました。</p>
12. (責任)	<p>①保険がかけられているものについての保険金額を超える損害については、お客様はセコムの責任を一切問わないものとします。保険適用外の損害についても同様とします。ただし、セコムがセキュリティ機器により送信された異常情報に対し、過失などにより適正な対応を怠るなど、セコムの責によりお客様に損害が発生したことが明らかな場合は、この限りではありません。</p> <p>②第5項-①-aの通知がなされないことに起因して発生または拡大した損害については、保険は適用されないものとし、またお客様はセコムに対し一切損害賠償請求することができないものとします。</p> <p>③お客様がこの契約に定める契約料金を支払っていない間に発生した損害については、保険は適用されないものとします。この場合セコムには契約上のサービス提供責任はないものとし、セコムに故意または重大な過失があるときを除きセコムは損害賠償責任を負わないものとします。このことは、お客様の未払の契約料金の支払義務には何ら影響を与えないものとします。</p>	<p>①別途定める対物保険がかけられているものについての保険金額を超える損害については、お客様はセコムの責任を問わないものとします。保険適用外の損害についても同様とします。ただし、<u>セコムに故意、重大な過失がある場合、およびセコムがセキュリティ機器により送信された異常情報に対し、過失などにより適正な対応を怠るなど、セコムの責によりお客様に損害が発生した場合は、この限りではありません。</u></p> <p>②第5項-①-eの通知がなされないことに起因して発生または拡大した警備事故による損害については、保険は適用されないものとし、またお客様はセコムに対し、<u>セコムに故意、重大な過失がある場合を除き損害賠償請求することができないもの</u>とします。</p> <p>③お客様がこの契約に定める契約料金を所定の支払期日が到来したにも拘らず支払っていない間に発生した警備事故による損害については、保険は適用されないものとします。この場合セコムには契約上のサービス提供責任はないものとし、セコムに故意または重大な過失があるときを除きセコムは損害賠償責任を負わないものとします。このことは、お客様の未払の契約料金の支払義務には何ら影響を与えないものとします。</p> <p>④セコムの従業員の対処時の器物の損壊などセコムに不法行為責任がある場合はセコムが責任を負います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・お客様は、弊社に警備提供に際し過失等の落度があった場合は、弊社が必ず正当な範囲の保障（補償）をすると信じており、この信頼を弊社は裏切ることには致しません。お客様の権利行使を制限するような「明らか」という文言は削除し、また前回の貴法人殿の申入書（案）によるご指摘を参考に、改定致します。別途定める保険はモノ保険ですので、「死亡…を除き」は不要としました。 ・「一切」の表現は誤解を生じるおそれがありますので削除致します。 ・弊社の警備員による対処時の器物の損壊など、不法行為責任まで免除するともよめますので、④を追加致します。
13. (お客様の情報)	<p>次の場合を除き、セコムはお客様の同意を得ることなくお客様の情報を第三者に提供・開示しません。</p>	<p>次の場合を除き、セコムはお客様の同意を得ることなくお客様の情報を第三者に提供・開示しません。</p>	<p>変更なし</p>

	<p>①法律の定めないし法律手続きにより開示が必要とされる場合</p> <p>②セコムの権利または財産を保護するために必要な場合</p> <p>③お客様または公共の安全を守るために必要とされる緊急事態の場合</p> <p>④セコムがサービスの維持のため合理的事由により必要と判断する場合</p>	<p>①法律の定めないし法律手続きにより開示が必要とされる場合</p> <p>②セコムの権利または財産を保護するために必要な場合</p> <p>③お客様または公共の安全を守るために必要とされる緊急事態の場合</p> <p>④セコムがサービスの維持のため合理的事由により必要と判断する場合</p>	
14. (協議事項)	<p>この契約の取り決めについて疑問が生じたとき、またはこの契約に定めのないことについては、お客様・セコム双方誠意をもって協議し、これを解決するものとします。</p>	<p>この契約の取り決めについて疑問が生じたとき、またはこの契約に定めのないことについては、お客様・セコム双方誠意をもって協議し、これを解決するものとします。</p>	<p>変更なし</p>